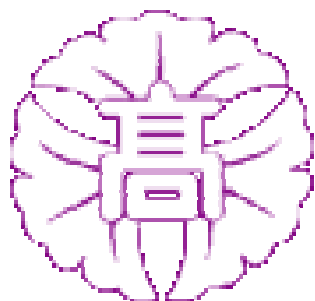


# 第20回 熊本高校バレー部同窓会

## 総会資料



日時 平成24年1月3日(火) 12時  
場所 熊本高校体育館

## 総 会 次 第

1. 開 会
2. 同 窓 会 会 長 挨 拶
3. 協議事項
  - (1) 決算書および予算案
  - (2) 役員改選
  - (3) 規約改正
4. 報告事項
  - (1) 同窓会ホームページ  
別紙
5. 現役激励
6. 会員記念撮影
7. 済々黌との交流試合  
詳細は交流会要領
8. 閉会

## 平成22年度熊本高校バレー部同窓会会計報告

第19期（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

※単位：円

### ○収入の部

前年度繰越金			120,554
年会費(振込分)			60,000
年会費(当日分)			31,000
親善試合参加費			42,000
懇親会費			45,000
受取利息			17
合計			298,571

### ○支出の部

通信費			24,960
事務用品費			27,720
事務委託費			10,000
交流戦打合せ費			5,691
保険料			4,000
現役助成金			60,000
飲料費			9,024
懇親会費			46,400
ホームページ費用			33,300
振込手数料			1,102
退職花費用			6,000
退職祝い金			10,000
記念品代			9,082
翌年度繰越金			51,292
合計			298,571

## 平成23年度(第20期)予算案

### ○収入の部

前年度繰越金			51,292
年会費納入			120,000
親善試合参加費			90,000
受取利息			20
合計			261,312

### ○支出の部

通信費			20,000
事務用品費			20,000
事務委託費			5,000
ホームページ費用			33,300
現役助成金			60,000
親善試合参加費			90,000
振込手数料			1,100
翌年度繰越金			31,912
合計			261,312

## 熊本高校バレー部同窓会役員(H23年度)

役員	氏名	年次	住所
顧問	三浦 陽一		熊本高校男子バレー部部長
顧問	原 雄一		熊本高校女子バレー部部長
顧問	鶴田 勝次	S33	熊本市
顧問	米村 征一郎	S38	熊本市
会長	柳辺 桂一	S42	熊本市
副会長 管理担当	米満 健郎	S39	熊本市
副会長 女子部担当	岡崎 佳子	S43	熊本市
副会長 業務担当	成松 眞	S43	熊本市
理事	園井 恵美子	S43	熊本市
理事	古庄 哲雄	S44	熊本市
理事	草野 正彦	S44	宇城市
理事	奥村 郁夫	S45	熊本市
理事	水本 幸穂	S47	熊本市
理事	竹村 信房	S47	熊本市
理事	細野 英彦	S48	熊本市
理事	近藤 信也	S51	熊本市
理事	宮良 俊行	S63	佐世保市
理事	高本 はるか	H20	熊本市
会計	松川 剛	S40	熊本市
会計	木村 武司	H3	熊本市
監事	鈴木 之夫	S39	熊本市
監事	今村 眸	S39	熊本市

# 熊本高校バレー部同窓会規約

## (名称)

第1条 本会を熊本高校バレー部同窓会と称す。

## (目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を深め、もって熊本高校バレー部の発展に寄与することを目的とする。

## (会員)

第3条 本会の会員は熊本高校バレー部に在籍された方、もしくはバレー部に関係をもたれた方とする。

第4条 本会の会員は会費を徴収する。

- |         |    |         |
|---------|----|---------|
| 1. 一般会員 | 年額 | 2,000 円 |
| 2. 学生会員 | 年額 | 1,000 円 |

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置く

1. 会長 1名 理事会で互選し、総会で承認する。
2. 副会長 3名 会長の推薦により総会で承認する。
3. 理事 若干名 総会で指名された選考委員の推薦により選出し、総会で承認する。
4. 会計 2名 会長の推薦により総会で承認する。
5. 監事 2名 会長の推薦により総会で承認する。
6. 顧問 会長経験者、バレー部監督及び部長とする。

### (役員任期)

第6条 2年とし再任は妨げない。任期途中で交代した役員の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

第7条 理事会は会長、副会長、理事および会計から構成され、本会に関する重要事項を決定し、決議執行と本会の業務運営に当たるものとする。監事は会計その他の書類の監査をするものとする。会計は会の出納事務をつかさどる。

第8条 理事会は原則として年1回開き、その決議は出席者の過半数の賛同を必要とする。

## (総会)

第9条 総会は原則として年1回開き、その決議は出席者の過半数の賛同を必要とする。

第10条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条 事務所を下記に置く

〒862-0949 熊本市国府3-23-5

[TEL 096-371-4672 FAX 同じ E-mail busu95@bun.bbiq.jp]

## (付則)

この規約は平成4年8月28日から施行する。ただし、平成4年度の会計年度は8月28日より翌年3月31日までとする。

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 1. 平成6年8月20日改正 | 3. 平成19年11月7日改正 |
| 2. 平成11年1月3日改正 | 4. 平成24年1月3日改正  |